

オルタナティブシアター 物品および飲食の販売規程

1. 物品販売のみの場合

1. 売店カウンターを使用、またはロビー内（場所は応相談）にて行うことができます。ロビー内で販売を行う場合、長机または販売陳列棚を当劇場でご用意することもできます。長机は無料でご使用いただけますが、販売陳列棚は別途使用料が発生いたしますので事前にご相談ください。なお、飲食販売を併設することはできませんのでご了承ください。
2. 売店カウンター内またはロビー内に別途機材や陳列棚等を持込設置希望の場合は、事前にご相談ください。
3. 当劇場のレジ端末をご使用いただくことができますので、ご希望の際は事前にご相談ください。操作方法等は当劇場スタッフの指示に従ってください。
4. クレジット端末の貸出はございません。ご使用の際は、公演実施者の責任と負担においてご準備ください。
5. 消耗品等が必要な場合は、公演実施者の負担においてご準備ください。
6. 仕入から販売まで、公演実施者の責任と負担において行ってください。
7. 搬出入の際はお客様用エレベーターの使用はできません。必ず搬出入用エレベーターを使用してください。
8. 販売スタッフは公演実施者にてご手配ください。当劇場から販売スタッフを手配することも可能ですが、別途料金が発生いたしますので事前にご相談ください。
9. 終演後、所定の販売実績報告書（日報）をご提出ください。販売実績報告書をもとに販売手数料を請求させていただきます。
10. 当劇場の設備・器具備品等を破損・毀損等した場合、相応の修繕費等を請求する場合がございます。
11. ゴミは当劇場スタッフの指示のもと、毎日所定のゴミ置き場にまとめてください。
12. 公演実施後、一週間を目途に請求書を発行いたします。支払期日までにお支払いください。
13. 物品販売を実施するにあたり、必ず関係法令を確認し、遵守して行ってください。
14. その他不明点等がございましたら、当劇場スタッフにご相談ください。

2. 飲食販売のみの場合

1. 売店カウンターを使用する場合のみ販売可能です。売店カウンター以外では販売できませんのでご了承ください。なお、物品販売を併設することはできませんのでご了承ください。
2. サンプルング等を実施したい場合は、事前にご相談ください。
3. 売店カウンター内に別途機材等を持込設置希望の場合は、事前にご相談ください。なお、火器（コンロ、IH器具等含む）を使用する飲食の販売はできません。
4. 当劇場のレジ端末をご使用いただくことができますので、ご希望の際は事前にご相談ください。操作方法等は当劇場スタッフの指示に従ってください。
5. クレジット端末の貸出はございません。ご使用の際は、公演実施者の責任と負担においてご準備ください。
6. 消耗品等が必要な場合は、公演実施者の負担においてご準備ください。
7. 仕入から販売まで、公演実施者の責任と負担において行ってください。
8. 搬出入の際はお客様用エレベーターの使用はできません。必ず搬出入用エレベーターを使用してください。
9. 販売スタッフは公演実施者にてご手配ください。当劇場から販売スタッフを手配することも可能ですが、別途料金が発生いたしますので事前にご相談ください。
10. アルコールは未開封のままでは販売できません。必ず開封してから販売してください。また、公演実施者の責任において、未成年者にアルコールを提供しないようにしてください。
11. 当劇場では生もの、乳類、食肉、魚介類など、また調理を必要とする食事の販売はできません。
12. 個別包装にて飲食を販売する際、食品表示に関する法律を遵守してください。また、それぞれの表示（賞味期限、消費期限、アレルギー、保存方法など）を適正に管理し、販売を行ってください。
13. 飲食提供時には衛生面に最大限注意し、食中毒等を発生させないようにしてください。食中毒等が発生し当劇場が営業停止の処分等を受けたときは、相応の損害賠償を請求する場合がございます。飲食物の持ち込み（来場者の持ち込みも含む）につきましては、公演実施者の責任において行ってください。
14. 当劇場スタッフから食品衛生に関する指示等があった場合は、必ず従ってください。
15. 終演後、売店カウンター内の清掃を必ず行い、清潔に保つようにしてください。
16. 終演後、所定の販売実績報告書（日報）をご提出ください。販売実績報告書をもとに販売手数料を請求させていただきます。
17. 当劇場の設備・器具备品等を破損・毀損等した場合、相応の修繕費等を請求する場合がございます。
18. ゴミは当劇場スタッフの指示のもと、毎日所定のゴミ置き場にまとめてください。
19. 公演実施後、一週間を目途に請求書を発行いたします。支払期日までにお支払いください。
20. 飲食販売を実施するにあたり、必ず関係法令を確認し、遵守して行ってください。
21. その他不明点等がございましたら、当劇場スタッフにご相談ください。

3. 物品および飲食販売の場合

1. 売店カウンターは飲食販売のみ行えます。物品販売はロビー内（場所は応相談）にて行うことができ、売店カウンター内に物品販売を併設することはできません。
2. サンプルング等を実施したい場合は、事前にご相談ください。
3. 物品販売のための長机または販売陳列棚を当劇場でご用意することもできます。長机は無料でご使用いただけますが、販売陳列棚は別途使用料が発生いたしますので事前にご相談ください。
4. 売店カウンター内またはロビー内に別途機材や陳列棚等を持ち込設置希望の場合は、事前にご相談ください。なお、火器（コンロ、IH器具等含む）を使用する飲食の販売はできません。
5. 当劇場のレジ端末をご使用いただくことができますので、ご希望の際は事前にご相談ください。操作方法等は当劇場スタッフの指示に従ってください。
6. クレジット端末の貸出はございません。ご使用の際は、公演実施者の責任と負担においてご準備ください。
7. 消耗品等が必要な場合は、公演実施者の負担においてご準備ください。
8. 仕入から販売まで、公演実施者の責任と負担において行ってください。
9. 搬出入の際はお客様用エレベーターの使用はできません。必ず搬出入用エレベーターを使用してください。
10. 販売スタッフは公演実施者にてご手配ください。当劇場から販売スタッフを手配することも可能ですが、別途料金が発生いたしますので事前にご相談ください。
11. アルコールは未開封のままでは販売できません。必ず開封してから販売してください。また、公演実施者の責任において、未成年者にアルコールを提供しないようにしてください。
12. 当劇場では生もの、乳類、食肉、魚介類など、また調理を必要とする食事の販売はできません。
13. 個別包装にて飲食を販売する際、食品表示に関する法律を遵守してください。また、それぞれの表示（賞味期限、消費期限、アレルギー、保存方法など）を適正に管理し、販売を行ってください。
14. 飲食提供時には衛生面に最大限注意し、食中毒等を発生させないようにしてください。食中毒等が発生し当劇場が営業停止の処分等を受けたときは、相応の損害賠償を請求する場合がございます。飲食物の持ち込み（来場者の持ち込みも含む）につきましては、公演実施者の責任において行ってください。
15. 当劇場スタッフから食品衛生に関する指示等があった場合は、必ず従ってください。
16. 終演後、売店カウンター内の清掃を必ず行い、清潔に保つようにしてください。
17. 終演後、所定の販売実績報告書（日報）をご提出ください。販売実績報告書をもとに販売手数料を請求させていただきます。
18. 当劇場の設備・器具备品等を破損・毀損等した場合、相応の修繕費等を請求する場合がございます。
19. 公演実施後、一週間を目途に請求書を発行いたします。支払期日までにお支払いください。
20. 物品および飲食販売を実施するにあたり、必ず関係法令を確認し、遵守して行ってください。
21. その他不明点等がございましたら、当劇場スタッフにご相談ください。

当劇場でご用意できる主なもの

- 売店カウンター 有料
(併設：冷蔵庫、製氷機、電子レンジ、電気ポット、コーヒーメーカー)
 - レジ端末 4台 無料
 - 長机 3台 無料
 - 販売陳列棚（希望数） 有料
- ※その他のものは別途ご相談ください。

当劇場からの請求項目内訳

販売手数料	販売実績報告書記載の売上額の10%
売店カウンター使用料	20,000円(税抜) / 日
販売陳列棚使用料	20,000円(税抜) / 台～
販売スタッフ人件費	2,500円(税抜) / 時間

無料でご使用いただけるもの

- 長机、レジ端末（レシート用紙含）
- ※以下は売店スペース使用時に限ります。
- 冷蔵庫、製氷機、電子レンジ、電気ポット、コーヒーメーカー

4. 飲食販売委託

1. 連続して3カ月以上劇場をご使用いただく場合は、当劇場にて飲食販売のみ受託することができます。事前にご相談ください。
2. 飲食販売は売店スペースで行います。物品販売を希望される際はロビー内（場所は応相談）にて行っていただきます。
3. 仕入から販売まですべて当劇場にて行います。販売品目についてご要望がある場合は事前にご相談ください。
4. 販売スタッフは当劇場にて手配いたします。

当劇場からの請求項目

飲食販売委託料	30,000円（税抜）／日
---------	---------------

平成30年2月1日 制定